

第3回 忠岡町クリーンセンター整備運営委員会 会 議 録

開催日時	平成 30 年 3 月 23 日（金） 13：30～15：45
開催場所	忠岡町シビックセンター本館 3 階 小研修室
委 員	委員 7 名出席
事務局等	和田町長、軒野（住民部長）、奥村（生活環境課長）、上田（生活環境課主幹）、藤原（生活環境課主幹）、中定（秘書人事課長） 山本（株式会社環境技術研究所）
議 事	1) 開会 2) 委員長挨拶 3) 町長挨拶 4) 今後の方向性について 5) 実施方針の決定について 6) その他 7) 閉会
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 3 回忠岡町クリーンセンター整備運営委員会 次第 ・ 資料 1：類似団体との比較資料 ・ 資料 2：泉北クリーンセンター環境保全協定書（写） ・ 資料 3：ごみ処理広域化の白紙撤回事例 ・ 資料 4：ごみ処理広域化の白紙撤回事例の詳細 ・ 資料 4-2：ごみ処理広域化までの経過の事例 ・ 資料 5：契約手法の比較 ・ 第 2 回忠岡町クリーンセンター整備運営委員会会議録

第3回忠岡町クリーンセンター整備運営委員会

平成30年3月23日

■次第1 開会

(午後1時30分)

■次第2 委員長挨拶

委員長から挨拶

■次第3 町長挨拶

町長から挨拶

■次第4 今後の方向性について

事務局による配布資料の確認

議事に入る前に、委員長から会議録の署名人2名を指名

事務局から資料1に基づき忠岡町と類似団体の修繕費について、資料2に基づき泉北環境事務組合と地元住民との協定書について、資料3・4に基づきごみ処理広域化の白紙撤回事例と詳細について、資料4-2に基づきごみ処理広域化までの経過の事例について説明

○事務局 資料1に関して、流動床方式焼却炉というのは同じであるが、ごみ焼却量や運転方法が違い、施設として全く同じでないので、類似団体のものと単純に比較できないと考えている。

○委員B この類似団体は、どのような契約形態なのか。

○事務局 基本的には直営で、忠岡町の現在の包括前と同じ方法である。予算の組み方も自治体によって違うので、可能ならば当該団体にヒアリングすることを考えている。

○委員B その他の類似団体はどのようにしているのか。

○事務局 別の類似団体では、隣接する一部事務組合において新炉計画があり、それを想定した勉強会を正式なレベルに上げて、議会にも報告し協議会を立ち上げることで、一部事務組合に加入するようなイメージで進めていくと聞いている。現在、運営は直営、夜間については委託である。

○委員 E 資料 2 について、搬入ルート周辺の住民と協定を結ぶのに要した期間はどれくらいか。

○事務局 期間は確認できていないが、忠岡町のごみを受け入れるために、地元合意等のハードルが高いか尋ねると、かなり厳しいとは見ていないという回答だったので、ある程度の理解を得ることはできるのではないかと考えている。

○委員 A 泉北環境施設整備組合の現在の場所で、増設や新設はできないのか。

○事務局 量的には忠岡町のごみ量であればおそらく増設等は不要である。

当該組合で分別を始めたことによるその他プラスチックの減少分と、忠岡町からのごみ量が同程度なので、増設の必要はないと判断していると考えられる。

なお、2 炉とも 10 年以上経過しており基幹部分の大規模改修を計画している。その工事期間中に 1 炉分の焼却できない部分を近隣の団体に焼却してもらうことも、これから考えなければならないという話は聞いている。

○委員 A 泉北環境施設組合に忠岡町のごみを搬入する場合、どのようなルートが考えられるのか。

○事務局 堺阪南線を北上するルートが考えられるが、最も現実的なのは国道 26 号線を経由するルートではないかと考えている。搬入ルートに関する環境影響評価では、近隣市が関わってくるので、そこで協議が必要になると考えている。

○委員 B 周辺住民の合意取得は、ある程度の障害ではあるが、決定的なものではないということか。

○事務局 今後進めていかないと分からない部分はあるが、当該組合として協議に応じていることから可能性がゼロではないという理解である。ただし、期間となると確約が得られないが、最短でも 5 年以上はかかると思われる。

また、一部事務組合に加入せず事務委託となった場合、大規模改修時の交付金や地方交付税算入の関係についても調査しているところである。

○委員 B 委託に係る負担金の試算はできているのか。

○事務局 まだ泉北環境施設整備組合から具体的な提示がないので、試算できない。

○委員 D 現在、し尿処理は委託しているが、それについて地方交付税は算入されていないのか。

○事務局 算入されていない。し尿処理については事務委託しているが、量が少なく、立地条件的に環境影響調査も厳しくなかったため、広域化については早く実現できた。

- 委員 E 広域化するまで、単年度契約をして補修していくのは実際に可能なのか。
- 委員 A 前回委員会の資料 3 の設備・機器整理スケジュール案は10年間の保全計画だが、平成31年、32年に、非常に重要な機器の更新が予定されている。
- この補修・更新に関しては、特殊部品なので製作には相応の時間がかかり、かつ1炉しかないので数カ月停止する可能性がある。単年度契約であれば誰が補償するのかが大きな問題となる。
- 委員 E 単年度契約だとしても、資料に示されている大規模改修工事はしないとイケないので、安心を優先する意味でも長期包括が良いということか。
- 委員 A ある程度長期包括的に物事を考えて、広域化が5年後に移行できると確約できるのであれば5年で進めてはどうかと考える。あと、やはり予算の平準化は大きな要素である。
- 委員 E ごみ処理量の減少は、少なからず改修にも影響が出るのではないか。
- 委員 A 基本的に運転管理の委託料はごみ量に応じた契約になり、補修の部分はごみ量に直接影響されないものである。
- 委員 E 機器の重要度や健全度は、一般的な耐用年数だけでなく、実際に目視で状況を把握して総合的に判断したということによいか。
- 事務局 確認し判断している。
- 委員 E 補修整備費の算出で、大規模改修したものは点検補修費についてもある程度リセットされるのではないか。また、平成28年度の補修費を省いて推計しているのは妥当か。
- 事務局 点検補修費は、大規模改修により更新する機器とそうでない機器とに分けて算出している。つまり、更新した機器は、これまで使用してきた機器ほど点検補修費はかからないと考えている。また、計画策定の手引きにも点検補修費は年々増加することが示されており、そのことから平成28年度のデータは異常値として省くのは妥当であると考えている。
- 委員 E 現在の包括の契約で、契約満了後1年間使用できるような形で返すとあるが、それなら大規模工事を平成31・32年ではなく、平成32・33年で実施するのは問題なのか。
- 事務局 2カ年かけて延命化工事をするので、その保証期間が終わってから工事を開始すると何かあった時に、保証期間外で工事を実施しないとイケない事態が発生する。やはり保証期間のある年度中に工事にかかっていくのが賢明だと考えている。

- 委員 E 単年度契約にすると、委託の内容は変わるのか。
- 事務局 電力、光熱水費、薬剤もすべて町で準備する形となるので、そのための人員も必要となる。また、安定してごみ焼却するための責任は、完全に町側になるので、都度、必要な工事を精査する必要も出てくる。お金のメリットだけでなく、通常通り焼却できない事態になった時のことを常に考える必要が出てくる。
- 委員 A 先ほど説明があった類似団体では、今までも運転管理を直営で行っており、故障が起こらないように保守点検をしている。しかしながら、忠岡町はこれまで10年間委託しており、町が責任を持って毎年の計画をしていくノウハウがないように思う。

■次第5 実施方針の決定について

事務局より資料5に基づき契約手法の比較について説明

- 委員 D 前は、契約に至るまでの間に提案内容から変えたりしているのか。
- 事務局 基本的に提案内容は変更していない。
- 委員 A プロポーザルか総合評価方式について、追加資料等あれば事務局でまとめてもらい、併せて、広域化がうまく進み成功した事例も調査してもらいたい。
また、資料1に対して、直営部分と長期包括している部分の違い等を資料として整理し、再度、委員会として方向性を検討すべき。
- 委員 D 工事契約書の89条に、3年前までにその業者が運転可能期間の延長に伴う運転管理点検保守計画の見直し及び委託料について協議し、運転可能な期間の延長ができる規定になっており、委託の期間延長も場合によっては可能ではないのか。ただ、あくまで委託期間の延長とはなっていないので、そこが確認できるのであれば検討の余地があると思う。
- 委員 A 今回は、基幹改良という延命化工事が含まれるので、それがどこまで適用できるか確認する必要がある。
- 委員 F 5年か10年で検討しているが、例えば7年の検討はないのか。
- 事務局 保全計画を作成するにあたり延命化を10年と考えて、忠岡町の広域化に関する事情で5年も検討している。7年は経費的にはこの間になると考えている。
- 委員 A いわゆる延命化のメニューとして、5年というものは無く、通常は10年以上で検討する。
- 委員 B この延命化工事は、交付金にはあたらないが、地方債は利用できるという認識

で良いか。

○事務局 そのとおり。交付税算入は、対象地方債償還額の30%である。

■次第6 その他

第2回の会議録について確認

会議資料の公開、非公開の確認

- ・資料1の類似団体との比較資料の団体名は、非公開とする。

■次第7 閉会

(午後3時45分)